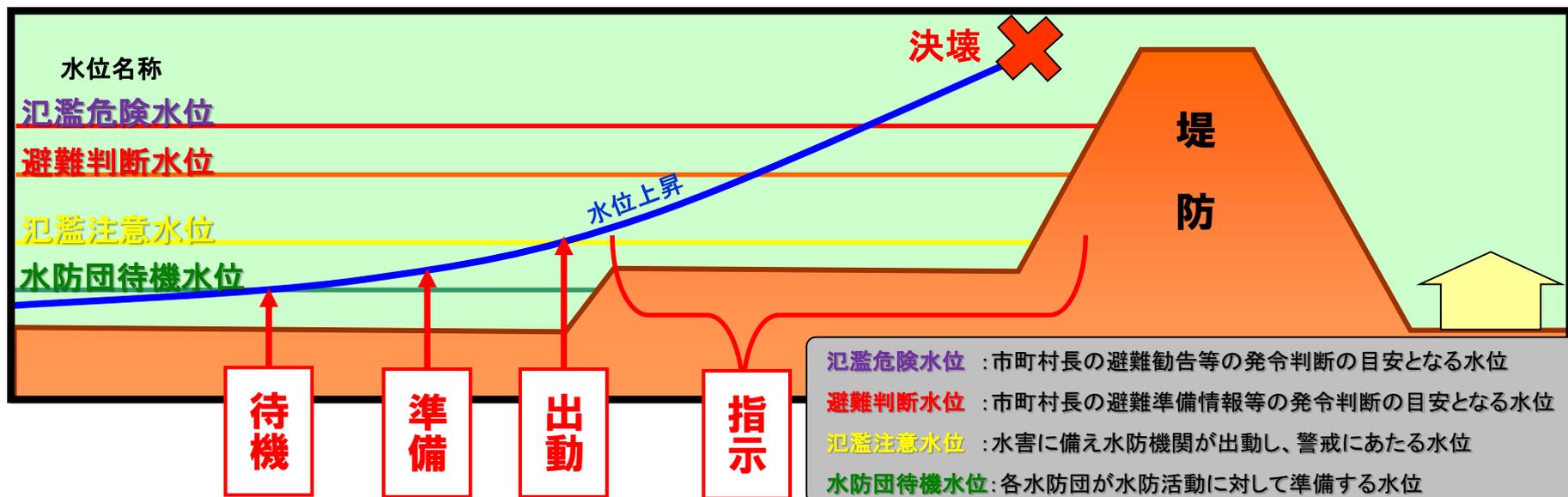


目的

洪水又は高潮による災害が起こる恐れがある場合で水防団又は消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる必要があると認めるときに、水防活動が迅速かつ的確に行われるように発する
(水防法第16条)



氾濫危険水位 : 市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位
避難判断水位 : 市町村長の避難準備情報等の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位 : 水害に備え水防機関が出動し、警戒にあたる水位
水防団待機水位 : 各水防団が水防活動に対して準備する水位

種類	内容	発表条件
待機	水防団員の足止めを警告するもので状況に応じてすみやかに活動出来るようにしておく必要がある旨を警告するもの。 又は出動時間が長引くような場合には、水防活動をやめることは出来ないが出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの。	上流の連続雨量が50～60mmを越え、なお、強雨が続きと予想される場合。 ※水防団待機水位を超えた時
準備	水防資機材の整備点検及び堤防、水門等の巡視に直ちに行動できるように準備する旨を警告するもの。	上流の連続雨量が70mm以上で対象の量水標の水位が水防団待機水位を超え、はん濫注意水位を越えると予想される時。
出動	水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの。	上流の連続雨量が90mm以上で引き続き強雨が続き対象量水標の水位がはん濫注意水位に達し、なお水位上昇が予想される時。
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により危険個所についても必要とする事項を指摘するもの。	災害の起こる恐れのある時。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの。	雨が止みはん濫注意水位以下に下降し、水防活動の必要のなくなったとき。

水防警報発令観測所の分担区域

